

微弱無線設備試験・登録に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、微弱無線設備登録規程（以下「登録規程」という。）に定める製品試験および登録審査に必要な補足事項を定める。

(指定試験機関)

第2条 微弱無線設備の製品試験を実施し、その試験結果（試験成績書、性能証明書等）を発行できる指定試験機関は、別途定める内務規程に基づいて決定し、その結果を全自用工のホームページにて開示する。

二 全自用工は、必要に応じて前項以外の日本国内の新たな試験機関について、技術委員会に諮った上で、追加等を行うことができるものとする。

三 全自用工、技術委員会および各試験機関は、製品試験の運用において疑義が発生した場合や申請者から要請があった場合などにおいて、試験条件や試験方法等について適時調整を行ない、微弱無線設備試験の適正な運用ができるよう努める。

(登録申請料)

第3条 微弱無線設備の登録審査に必要な登録申請料は以下とし、申請者は申請と同時に全自用工の指定口座に振り込むものとする。

型式	申請者	登録申請料（消費税不要）
代表型式	全自用工 正会員	15,000 円
	上記以外	30,000 円
類別型式 (1 型式毎)	全自用工 正会員	5,000 円
	上記以外	10,000 円

二 全自用工は、前項の登録申請料を必要に応じて改訂できるものとする。

三 全自用工が登録審査を開始した場合には、登録申請料は申請者に返却されない。

(登録審査)

第4条 登録規程に基づき、登録審査の手続きは全自用工の事務局が司る。ただし、その手続きに支障等が発生した場合、事務局は手続きの判断を技術委員会に委ねることができるものとする。

附 則

第5条 本細則は、必要に応じて技術委員会の審議・承認を経て改訂できるものとする。

第6条 本細則は、平成27年6月1日より施行する。

平成27年10月1日 一部改訂。